

## 3-1 農林業の振興

### めざす姿

地域で生産される農産物や木材が、安定的に供給・消費されるよう、地域農林業の振興を図ります。

### 現 状 ・ 課 題

- 当市では、茶をはじめ、さまざまな農作物が生産されていますが、従事者の高齢化や後継者不足、一部農地の遊休化の進行などの課題があるため、担い手の育成・確保を行うとともに、農地の保全対策と基盤整備のほか、経営改善と農地の利用集積を促進し、農業生産を維持することが求められています。
- 国外産農産物の輸入増加に対し、価格面で対抗しきれない可能性があり、農家を圧迫することが懸念されます。
- 食の安全・安心等への意識の高まりにより、農産物の地産地消が求められるとともに、環境保全・景観形成など農地や森林が持つ多面的な機能に対して、社会的な期待が高まっています。
- 当市は古くから、スギやヒノキなどの優良な大井川流域産材の産地ですが、高齢化や担い手不足、輸入材との競合による木材価格の低迷など、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。生産活動が停滞し、手入れ不足の森林が増加しており、森林の荒廃が進んでいます。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
人・農地プラン <sup>32</sup> 経営体掲載数※	—	22 経営体	100 経営体
認定農業者数	402 人	384 人	424 人
担い手への農用地利用集積割合	37.8%	37.4%	41.5%
森林間伐面積（補助分）	118.75ha (平成 20 年度末)	108.20ha	135.00ha

※平成 24 年度事業開始

<sup>32</sup> 【人・農地プラン】高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく計画。

## 重点的取組

### 地産地消とブランド化の推進

地元で生産される新鮮で安心な地場農産物の消費拡大を目指します。

また、茶を中心とした地場農産物について、6次産業化<sup>33</sup>を進めるなど付加価値を高めることで、ブランド力の強化と安定供給・販路拡大に努めます。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茶、レタス、施設園芸農産物等、地域の特性を活かした生産性の高い農業を育成します。</li> <li>●農家の所得向上のため、さまざまな農作物を組み合わせで栽培する複合経営の推進を図り、地域農業の振興を支援します。</li> <li>●基幹作物である茶の一層の産地化と、バラをはじめとする花き栽培農家の育成を図ります。</li> <li>●県の機関や大井川農業協同組合との連携を密にし、地域における営農を支援します。</li> </ul>	
茶の生産基盤の強化と消費拡大 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茶園の区画整理や茶改種の推進による品質と生産性の向上、品種茶の普及等を図ります。</li> <li>●若手の茶農家が中心となり、農地集積等による茶園基盤整備についての検討を進めます。</li> <li>●防霜施設や茶加工施設の機能強化により、生産性の向上を図ります。</li> <li>●法人化による経営の強化を図ります。また、中山間地域において、自然条件等を活かし、特徴ある茶を生産する経営体の育成を図ります。</li> <li>●島田市茶業振興協会と連携し、島田茶、金谷茶、川根茶のPRに努め、県内唯一の「お茶の郷」の博物館機能を活かしながら、「茶のまち」としてのブランド化を推進し、消費拡大に努めます。</li> <li>●市内で伝統的に継承され、世界農業遺産に登録された茶草場農法<sup>34</sup>を、茶業の活性化や地域振興につなげます。 【関連取組：1-6 農山村景観の保全】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶改植事業費補助事業</li> <li>・強い農業づくり交付金事業</li> <li>・農業基盤整備促進事業</li> <li>・中山間地農業振興整備事業</li> </ul>
効果的な農業経営への支援 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人化支援、ICT（情報通信技術）の活用支援など、新規就農者や女性農業者への支援、青年農業者の育成を行います。</li> <li>●制度資金<sup>35</sup>による低利融資の活用などにより、地域農業の担い手としての認定農業者<sup>36</sup>等の支援・確保に努めます。</li> <li>●人・農地プランを随時更新し、経営体に対し、金利負担軽減措置等の支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年就農給付金事業</li> <li>・担い手育成支援事業</li> <li>・がんばる認定農業者支援事業</li> <li>・経営体育成支援事業</li> </ul>

<sup>33</sup> 【6次産業化】農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

<sup>34</sup> 【茶草場農法】現在、静岡県など、ごく一部だけで続けられている、茶園周辺で刈り取ったススキやササなどを、茶畑に有機肥料として投入する農法。この投入する草を刈り取る採草地を茶草場といい、貴重な動植物が生まれ、生物多様性が保全されている。

<sup>35</sup> 【制度資金】農業を営む人の生産活動などを資金面から支援するため、融資を受けた資金への利子助成を行うこと。

<sup>36</sup> 【認定農業者】田畑の拡大や機械化など5年間の農業経営改善計画を市町村に提出し、認められた農業経営者や農業生産法人。

取組名	内 容	事務事業
農業生産基盤整備の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地改良事業（農地の区画整理など）を推進するとともに、省力化のための機械・施設を導入することで、生産性が高く、高品質な農産物の生産を推進します。</li> <li>●維持管理の省力化や管理費用の削減にも配慮した生産施設整備を推進します。</li> <li>●地元負担の少ない県営事業による茶園基盤整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単独農業農村整備事業</li> <li>・空港隣接地域農業振興事業</li> <li>・県営土地改良事業</li> <li>・県営茶園基盤整備事業</li> </ul>
地産地消とブランド化の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物・林産物における生産、製造・加工、流通及び消費の連携を強化するとともに、商業、工業等との異業種連携による6次産業化を進める中で、島田市ならではの商品の開発やブランド化を推進します。</li> <li>●農業祭や野菜栽培講習会等のイベント開催や観光と連携した農産物の魅力の発信により、産地ブランドの育成を支援し、販路拡大を推進します。</li> <li>●朝市団体等の連携を図るとともに、生産者と消費者の交流を深め、消費者ニーズの生産への反映に努めます。</li> <li>●児童・生徒への食育の推進により、安全・安心な地場農産物に対する理解を深めるとともに、直売所での販売、学校給食や飲食店での利用等により、地場農産物の活用を促進します。【関連取組：6-1 安全・安心な学校給食の提供】</li> <li>●朝市マップの配布や島田市ホームページへの掲載により、イベント等の情報発信を行います。</li> <li>●島田茶・金谷茶のイメージキャラクターを、茶袋やのぼり旗等の宣伝資材として活用し、茶のブランド化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農産物消費拡大事業</li> <li>・食育推進事業</li> </ul>
農地保全と都市化との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耕作放棄地対策として、担い手への農地集積などにより、地域の農地を保全することで、営農の効率化を図るとともに、他の作物への転作などの解消対策を進めます。</li> <li>●農地については、本来の機能にとどまらず自然環境保全や景観形成、災害防止などの機能も有することから、都市的利用の際には、農業的利用とのバランスを検討し、保全するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業</li> </ul>
安全・安心な農林産物の生産と環境保全型農業の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な防除と施肥管理等を行うよう指導するとともに、持続性の高い環境保全型農業を行う農業者を支援します。</li> <li>●リサイクルの推進などによる環境負荷の少ない農業への転換を促進し、持続性の高い環境保全型農業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業直接支援対策事業</li> </ul>
生産性の高い林業の実現 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模かつ分散する森林の施業集約化を推進します。</li> <li>●林道と作業道等が一体となった路網の整備及び高性能林業機械の導入により、低コスト生産システムの構築を推進します。</li> <li>●環境に配慮した林業の実現のため、持続可能な森林システムの構築を目指す森林技術者を育成します。</li> <li>●良質な大井川流域産材を利用した住宅の建築を推進します。</li> <li>●公共事業等において、率先して大井川流域産材の利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備地域活動支援事業</li> <li>・森林施業補助事業</li> <li>・林道開設・改良・舗装事業</li> <li>・県営林道整備事業</li> <li>・間伐材搬出奨励補助事業</li> <li>・木材需要促進対策奨励金支給事業</li> <li>・公共建築物等木材利用推進事業</li> </ul>

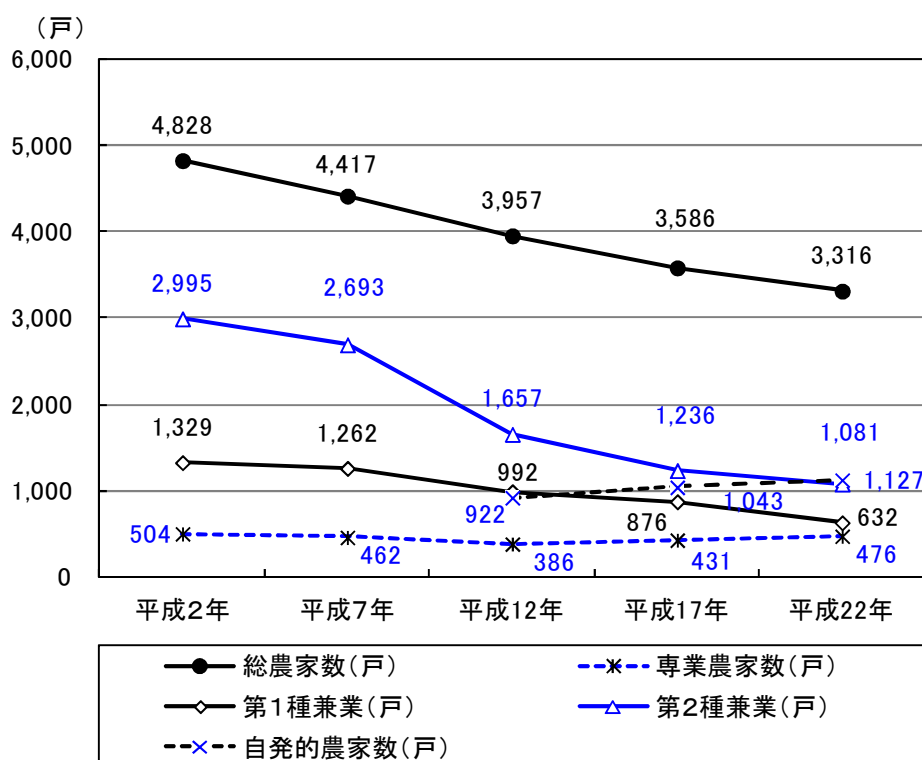
取組名	内 容	事務事業
森林の保全 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多面的機能を持つ森林の保全のため、間伐事業や林道、施業道整備等を促進し、その適切な管理に努めます。 【関連取組：5-3 農地、森林の保全と多面的な機能の活用】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保全整備事業</li> <li>・竹林対策推進事業</li> <li>・林道開設・改良・舗装事業</li> <li>・県営林道整備事業</li> </ul>
鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥獣が好む環境である耕作放棄地等の減少を図るとともに、猟友会と協力し、広域かつ迅速な捕獲活動を行い、被害軽減に努めます。</li> <li>●地域の合意形成により、地域ぐるみで鳥獣被害対策に対処し、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりへの取組を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣対策事業</li> <li>・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 農業・農作物と関わりを深めます。（市民）
- 安全・安心な農産物の提供に努めます。（農業者）
- お茶サーバーの設置など、地域一体となったお茶のPRや消費拡大を進めます。（企業・事業所）
- 市内産茶のPRやブランド化を推進し、本市の茶業の振興を図ります。（島田市茶業振興協会）
- 地場産品を取り入れた商品や料理の販売を積極的に行います。（小売店・飲食店）
- 緑の募金活動や森づくり団体等が実施する森林保全事業等への支援を行います。（島田市緑化推進協議会）
- 大井川流域産材の需要拡大を図ります。（島田木材協同組合）
- 有害鳥獣による被害に対し、関係機関による情報共有と連携強化を図りながら、効果的な被害防止対策を実施します。（島田市鳥獣被害防止対策協議会）
- 「100年の森づくり」プランに基づき、間伐や作業道の整備、むらづくりに取り組む活動を推進します。（森づくりS川根・NPO）

## ■農家数の状況

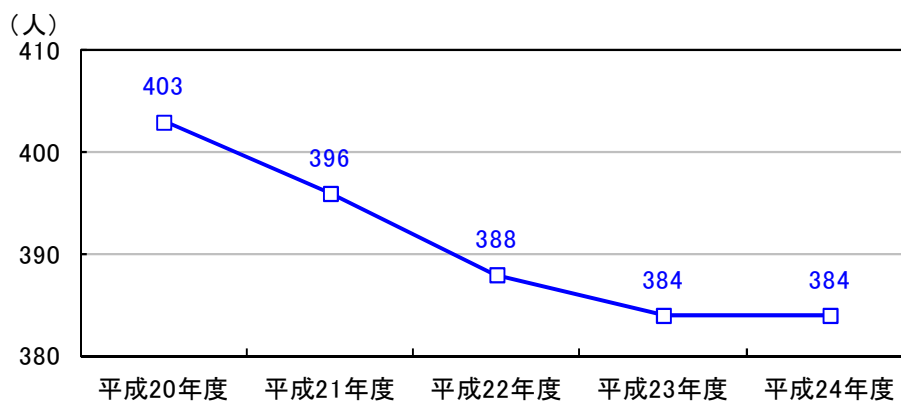


\*平成12年度から「自発的農家数」を追加。

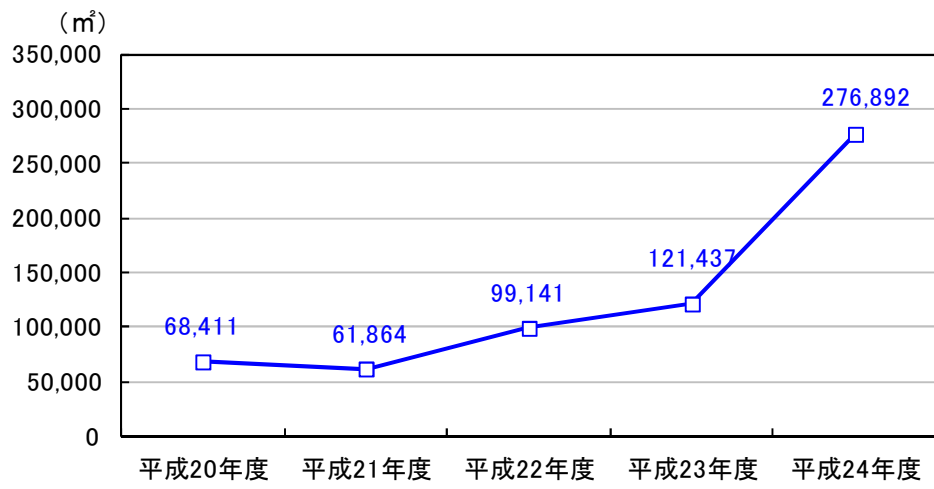
## ■用途別経営面積の状況

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総面積 (ha)	3,389	3,280	2,937	2,785	2,682
田 (ha)	980	880	654	549	524
畑 (ha)	52	48	53	50	39
茶園・果樹園 (ha)	2,354	2,346	2,222	2,186	2,119
その他 (ha)	3	6	8	—	—

## ■認定農業者数の状況



■耕作放棄地面積の状況



## 3-2 工業の振興

### めざす姿

地域産業の振興や企業誘致の促進により、若者から高齢者まで多くの人が、いきいきと働くことができる雇用の場の確保につなげます。

### 現 状 ・ 課 題

- 当市では、豊かな水資源と交通アクセスの良さを活用し、紙・パルプ、機械、医薬品、食料品等の工場が操業しています。
- 東日本大震災以降、沿岸部に立地している企業が内陸部への移転を検討しており、新たな工業用地の確保が必要になってきています。
- 中小企業を取り巻く経済状況は、依然として厳しい状態であるため、設備投資等の負担が難しくなっています。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受け、各事業所において65歳までの雇用を確保する措置を講ずることが義務付けられるなど、高齢者が社会の担い手として活動することが期待されている一方、若年層における就労意識、就労環境の変化は、ニート<sup>37</sup>やフリーター<sup>38</sup>を生み出す要因となっています。これらの変化に対応した雇用対策と就労環境の整備を進めていく必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
地域産業振興事業費補助件数	16 件	42 件	116 件
企業立地促進事業費補助件数	—	2 件	10 件

<sup>37</sup> 【ニート】学生でなく、現在働いていない、働くための職業訓練をしていない人。

<sup>38</sup> 【フリーター】一般的に、高校や大学を卒業後、臨時のアルバイトなどで収入を得ている若者をいう。

## 重 点 的 取 組

### 地域の特性を活かした新規企業の誘致

富士山静岡空港や新東名高速道路など交通結節機能による利便性や豊富な水資源、温暖な気候、強固な地盤、豊富な地場産品といった当市の持つ優位性を活かし、新産業の創出や新規企業の誘致に取り組みます。

### 雇用の創出による地元への就労の促進

雇用の確保について地元企業に働きかけるとともに、セミナーの開催や相談体制の整備などの支援を進めることで、若者の就労を促進します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
地域産業の振興 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機械設備整備や環境改善施設整備、研究開発事業への補助により、地域産業を支える中小企業の経営基盤の強化を支援します。</li> <li>●中小企業の事業経営に必要な資金調達に対し、金融機関、商工会議所、商工会等と協力して支援します。</li> <li>●起業や経営改善に関するセミナーや、セミナーに参加した企業や個人を対象とした個別相談会等を開催する産業支援センター的な機能を設置します。</li> <li>●起業意欲のある女性、若者、シニアの事業活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業振興事業費補助事業</li> <li>・小口資金利子補給事業など</li> <li>・産業支援事業</li> </ul>
企業立地基盤の整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工業系用途地域内の未利用地の整備を進めるとともに、新東名島田金谷IC周辺等において、新たな工業用地整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】</li> <li>●企業ニーズに合った立地環境の創出を図るため、企業立地意向や業界の動向について情報収集に努めるとともに、市の情報を効果的に発信し、積極的な企業誘致活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致経費</li> <li>・企業立地促進事業費補助事業</li> <li>・工業用地アクセス道路整備事業</li> </ul>
雇用の創出 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の豊かな経験と能力を活用する就労の場や、能力再開発訓練・研修の場を提供しているシルバー人材センターへの支援を行います。【関連取組：4-3 高齢者の自立と社会参加の促進】</li> <li>●就労に悩む若者の自立のためのセミナーや若者就労支援サポーターの養成研修会を開催します。</li> <li>●若者、高齢者などの就労機会を確保するため、ハローワーク、商工会議所、商工会等が連携した雇用対策協議会などにより、相談体制の整備や就労情報の相互提供を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者雇用促進事業</li> <li>・就労に悩む若者の自立のためのセミナーの開催</li> <li>・個別相談会の開催</li> </ul>

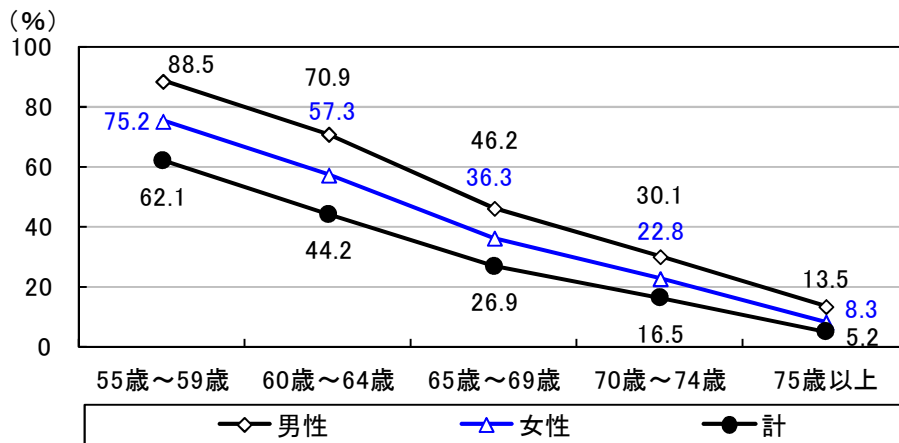


## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 機械設備整備、環境改善施設整備、研究開発等を進め、地域産業の振興に努めます。（企業）
- 高齢者の雇用の機会を創出します。（島田市シルバー人材センター）
- 行政と連携し、就労に関するセミナーや相談会を開催します。（商工会議所、商工会、NPO法人など）

### ■高齢者就労率(全国)の状況





## 3-3 商業・サービス産業の振興

### めざす姿

商業活動の活性化及び商業機能の充実により、商店街や個店のにぎわいを創出します。

### 現 状 ・ 課 題

- 消費者の購買動向が多様化しています。郊外大型店やコンビニエンスストアは、立地の良さや豊富な品揃えにより成長し、家に居ながら利用できるネットショッピング<sup>39</sup>は規模を拡大しています。
- 中心市街地を含めた各地域の商店は、消費者ニーズに応える商品販売や魅力ある空間づくりが求められています。しかし、店主の高齢化や後継者不足等により空き店舗が増加し、厳しい状況に置かれています。
- 中心市街地における土地区画整理事業実施地区においては、未利用地の利用促進、老朽施設の建て替え、空き店舗への誘致等により、魅力ある景観を形成し、にぎわい・活力の再生につなげていく必要があります。
- こども館、図書館等を併設したJR島田駅周辺の新ショッピングビル「おび・りあ」や地域交流センター歩歩路、おび通りの利活用による買い物客の回遊性の向上や、商店街のにぎわいの創出、個店の魅力づくりによる誘客を図るなど、中心市街地の活性化を促進する取組が必要です。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
地域ブランド <sup>40</sup> 商品の認定数	—	—	10 件
中心市街地（本通り二丁目交差点）の歩行者数	2,616 人/日	1,517 人/日	2,000 人/日

### 重 点 的 取 組

#### 商店街や個店の魅力づくりのための支援

起業や経営改善に関するセミナーを開催するなど、商店街や個店の魅力向上につながる支援を行います。

<sup>39</sup> 【ネットショッピング】商品などの申し込みをインターネットを利用して行い、カタログの代わりにホームページを見て購入すること。

<sup>40</sup> 【地域ブランド】市場での優位性や地域のアピールにより、他の地域の品物等と差別化を図るため、食や特産品、産業など地域資源の「付加価値」を高めること。

## 施策の方向

取組名	内 容	事務事業
商業の活性化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店街のにぎわいを創出するための事業を支援します。</li> <li>● 島田産業まつりの開催を支援します。</li> <li>● 起業や経営改善に関するセミナーや個別相談会を実施します。</li> <li>● 経営基盤の安定・強化を図る小売業者・サービス業者に対して、融資制度の充実を図ります。</li> <li>● 商工会議所、商工会、商業者団体等と連携し、島田市ならではの逸品を「しまだブランド」として認証する制度の創設に向けて取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ にぎわい商店街支援補助事業</li> <li>・ 島田産業まつり補助事業</li> <li>・ 産業支援事業</li> <li>・ 島田市中小企業事業資金利子補給制度</li> <li>・ 島田商工会議所補助事業</li> <li>・ 島田市商工会補助事業</li> <li>・ 島田市ブランド認証事業</li> </ul>
中心市街地の活性化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店街や個店の魅力づくりについて、商業者、まちづくり関係者等の意見を聞きながら、活力あるまちづくりを目指します。</li> <li>● 商店街が中心となって実施する「島田夏まつり」の開催を支援します。また、民間団体が中心となって開催する「しまだ元気市」を支援します。</li> <li>● 中心市街地におけるまちなみ景観に合致する建物の改修に対し、財政的な支援を行います。</li> <li>● 中心市街地において、市街地再開発事業等による都市機能の集約を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島田夏まつり補助事業</li> <li>・ 島田市景観形成事業費補助事業</li> </ul>

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 情報共有や情報発信等を行うことで、魅力ある個店づくりを推進します。（商店主、島田商工会議所、島田市商工会）
- 行政と連携し、起業や異業種交流、経営改善に関するセミナーを実施します。（島田商工会議所、島田市商工会）
- （仮称）中心市街地活性化プロジェクトや（仮称）まちづくり協議会を創設し、中心市街地のにぎわいを創出します。（商店主、企業・事業所、地域など）

## 3-4 観光の振興

### めざす姿

観光振興の原点はまちづくりにあるという基本認識のもと、観光資源の創出や掘り起こしにより、まちの魅力を明確にし、観光を通じた地域の活性化をめざします。

### 現 状 ・ 課 題

- 観光客のニーズは多様化しており、とりわけ体験・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行への需要が高まっています。
- 富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通など、本市における交通アクセスの充実は、観光客の利便性の向上につながっています。
- 市内の観光案内板は、合併前に設置されたものが大半を占めているため、今後は統一感や外国人対応も考慮したサイン整備<sup>41</sup>が必要です。
- 観光資源の重層化による魅力の創出と強化に向けて、市内だけでなく、近隣自治体や観光関連団体とさらなる連携を図ることが重要です。
- 本市の観光施設は、個別では魅力ある施設が多いものの、市内の滞在・回遊に結びついていないため、点から線、線から面への施策の展開を図る必要があります。
- 本市を訪れる観光客のほとんどは、日帰りとなっています。官民一体となり、滞在につなげられる観光地づくりが必要です。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
観光交流人口 <sup>42</sup> （ ）内は3年に一度開催の島田大祭への来訪者数を除いた数字	268 万人 (204 万人)	244 万人	300 万人
島田市内宿泊客数	8.0 万人	11.4 万人	14.8 万人
田代の郷温泉「伊太和里の湯」利用者数 <sup>※</sup>	—	205,423 人	220,000 人
川根温泉及び川根温泉ホテル利用者数	373,960 人	328,652 人	350,000 人

※施設整備基本構想における想定入館者数 130,000 人

<sup>41</sup> 【サイン整備】道路案内標識、観光看板、観光案内図の整備。

<sup>42</sup> 【観光交流人口】観光を目的にその地域を訪れる人。

## 重 点 的 取 組

### ニューツーリズム<sup>43</sup>の推進による交流の拡大

体験・交流型の要素を取り入れた着地型観光を推進するとともに、その広域化を図り、多様な観光ニーズへの対応、交流人口の拡大を図ります。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
観光を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光ボランティアガイド<sup>44</sup>を育成し、当市を訪れる観光客の案内役として活動を行い、島田・金谷・川根の各地区での観光PRを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市観光協会補助事業</li> </ul>
観光拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●田代の郷温泉「伊太和里の湯」、川根温泉「ふれあいの泉」の施設改修・修繕を行います。【関連取組：4-5 茶や温泉等を活用した健康づくり】</li> <li>●田代の郷温泉「伊太和里の湯」を起点とした千葉山周辺のハイキングコースの整備や金谷地区八高山ハイキングコースの整備を進め、健康志向の観光ニーズに対応します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川根温泉管理運営事業</li> <li>・田代の郷温泉管理運営事業</li> <li>・千葉山周辺観光施設整備事業</li> <li>・八高山ハイキングコース整備事業</li> </ul>
サイン整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光客を交通拠点から観光拠点への円滑な誘導を行うため、サイン整備を進めるとともに、施設間のネットワーク化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光サイン整備事業</li> </ul>
観光情報の発信 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●富士山静岡空港の海外就航先における観光プロモーションを実施し、外国人観光客誘致につなげます。</li> <li>●新東名高速道路の開通で、アクセスが向上した中京圏を視野に入れた観光プロモーションを重点的に行います。</li> <li>●島田市の代表的な行事である島田大祭・帯まつり、金谷茶まつり、島田髷まつりの情報発信を強化します。</li> <li>●島田市観光パンフレットのリニューアルを行い、最新情報の発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田大祭開催事業費補助事業</li> <li>・金谷茶まつり開催事業費補助事業</li> <li>・観光パンフレット更新事業</li> </ul>
ロケーション活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ロケーション情報の提供、撮影許可申請のサポート・代行、宿泊施設や食事、物品レンタルの紹介・手配、エキストラの募集等について、官民一体となって取り組むことにより、映画・ドラマを通じた当市のPRにつなげます。</li> <li>●フィルムサポート島田運営委員会<sup>45</sup>が、市民にとってより一層魅力的な組織として活動が展開できるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市観光協会補助事業</li> </ul>

<sup>43</sup> 【ニューツーリズム】従来の物見遊山的な観光旅行に対し、これまで観光資源としては気付かれなかった地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられる。

<sup>44</sup> 【観光ボランティアガイド】観光ガイドブックに載っていない情報や見どころを案内するボランティア。

<sup>45</sup> 【フィルムサポート島田運営委員会】地域活性化の一環として映画・テレビドラマ等への協力を目的に、島田商工会議所青年部がその活動の一つとして、平成18年に「フィルムサポート島田」を立ち上げた。

取組名	内 容	事務事業
観光資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市を代表する歴史的観光資源「SL」と新金谷駅構内のSL転車台を活用した観光客誘致を進めます。</li> <li>●SLや市内外の観光施設を活かした滞在型のプログラムを策定し、大井川流域の拠点に川根温泉ホテルを位置付け、観光のネットワーク化を図り集客につなげます。 【関連取組：1-1 新たな交流拠点の形成】</li> <li>●新たな視点からの大井川流域の歴史や文化に触れ、地域の魅力を向上させるため、「まちかど博物館」などエコミュージアム<sup>46</sup>構想を展開します。</li> <li>●観光ニーズに対応した新たな地域資源の発掘を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井川流域観光客誘致事業</li> <li>・川根温泉宿泊施設建設事業</li> <li>・川根温泉宿泊施設運営事業</li> </ul>
広域連携型観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>●静岡県観光協会、中部地区観光協議会、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会、3市1町観光連携など、広域連携による観光振興を推進し、当地域の知名度向上と観光客誘致に向けた観光施策の展開を図ります。</li> <li>●体験・滞在型観光の確立や教育旅行の誘致を行うとともに、広域内に点在する魅力ある観光資源をテーマ別に括り、観光力の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地区観光振興協議会事業</li> <li>・富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会事業</li> <li>・3市1町広域観光連携協議会事業</li> </ul>
ニューツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な観光ニーズに対応する体験・交流の要素を取り入れた着地型観光を推進し、地域の魅力を活かした観光施策を展開します。</li> <li>●ニューツーリズムの推進体制整備や人材の育成に努めます。</li> <li>●体験・交流の場の中心的役割を担う、山村都市交流センターささま、野外活動センター山の家機能を充実します。</li> <li>●事業者や近隣自治体と連携し、中山間地域の地域資源を活かした農業体験やグリーンツーリズム<sup>47</sup>等の事業を実施します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】</li> <li>●地域おこし協力隊派遣制度の活用により、都市部から過疎地域に人材を派遣し、地域の魅力を発信するとともに、交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】</li> <li>●田舎暮らし体験、農業体験、農林家民宿、フォトロゲイニング<sup>48</sup>などにより、中山間地における交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光プロモーション事業</li> <li>・農林家民宿等モデル事業</li> <li>・中山間地域交流促進事業</li> </ul>

46 【エコミュージアム】地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、復元、展示すること。

47 【グリーンツーリズム】農山村に滞在し、農林業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を通じて楽しむ余暇活動のこと。

48 【フォトロゲイニング】地図をもとに、時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるスポーツ。チェックポイントに到達した記録として、写真一覧と同じ風景を撮影する。

市民・地域・団体ができること

- 地域イベントを企画・運営し、地域の活性化を図ります。（川根町青年団、島田市青年サークルなど）
- 島田市ならではの伝統行事（島田大祭・帯まつり、金谷茶まつり、島田髷まつりなど）を後世へ継承します。（市民・地域・島田市観光協会、島田大祭保存振興会など）
- 映画・ドラマのロケーションを誘致することで、当市のPRにつなげます。（フィルムサポート島田）
- 地域資源を活かした体験交流型観光を推進するとともに、ガイドを養成するなどニューツーリズムに対応し、滞在型交流人口の拡大につなげます。（NPOまちづくり川根の会、企業組合くれば、株式会社川根町温泉など）



## 4-1 地域福祉の推進

### めざす姿

気付き合い、認め合い、支え合い、世代を超えて健やかに安心して暮らすことのできる地域社会を実現します。

### 現 状 ・ 課 題

- 少子高齢化の進展により、核家族、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者が増加しており、このような家族形態の変化に対応した支援が求められています。
- 全国的に、地域における人間関係の希薄化により孤独死、自殺、ひきこもり<sup>49</sup>等の問題が顕在化しています。
- 東日本大震災を契機として、地域福祉活動の重要性が再認識されており、地域における絆や人とのつながりを強化する取組が求められています。
- 景気の後退による雇用環境の悪化を受け、失業や卒業後の就職先が見つからないなどの理由により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が増加しています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
地区社会福祉協議会 <sup>50</sup> 等の設置数 <sup>※</sup>	—	7 か所	20 か所

※島田市地域福祉計画と島田市社会福祉協議会で策定した島田市地域福祉活動計画に基づく活動主体数の累計

### 重 点 的 取 組

#### 地域福祉の支援体制の整備

住民の生活により近い地域で福祉を実現するため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等によって構成される地区社会福祉協議会（地区社協）の設立を、市と社会福祉協議会が連携して推進します。

<sup>49</sup> 【ひきこもり】社会参加の場がなく、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

<sup>50</sup> 【地区社会福祉協議会】地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的にさまざまな活動を展開する任意の団体。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
地域福祉の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「島田市地域福祉計画」に基づき、島田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の活動主体となる「地区社会福祉協議会」の組織率の向上を目指し、支援体制の充実を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市社会福祉協議会補助事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・日本赤十字事業</li> <li>・小地域福祉活動組織設立推進事業</li> </ul>
小地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区社協などが各地域において把握した福祉の課題やニーズなどの情報を、社会福祉協議会、行政が共有し、連携して地域ぐるみの支えあいや助け合いの活動の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者生きがいづくり事業</li> <li>・つどいのひろば事業</li> <li>・地区社協活動支援事業</li> </ul>
生活保護及び生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施し、自立促進のための就労支援などに取り組みます。</li> <li>●生活に困窮し、真に必要な人に、相談などの適正な支援を行うとともに、生活困窮者の自立を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護</li> <li>・生活保護受給者等就労自立促進事業</li> <li>・住宅支援給付事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

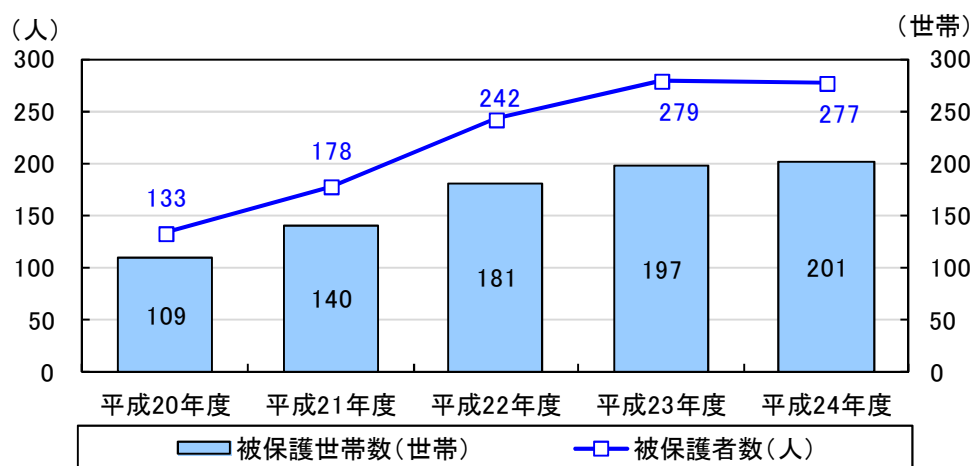
### 市民・地域・団体ができること

- 地域活動を行う各種団体が連携し、地域住民とのパイプ役となり、住民の福祉需要に対して必要な支援を行います。（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）
- 地域において、課題解決に向けた活動が継続的にできる組織・体制の整備を進めます。（ボランティア団体、NPO法人等）

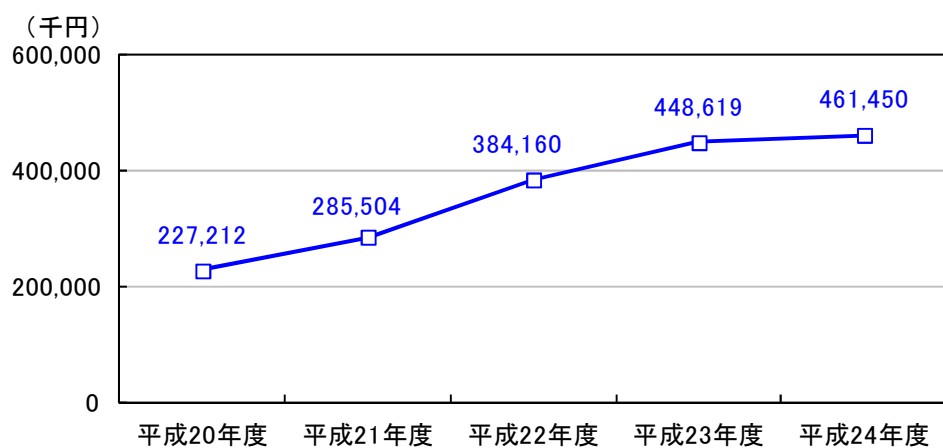
### ■地区社会福祉協議会一覧

名称	設立年月
御仮屋町社会福祉協議会	平成 21 年 1 月
第三小学校区地区社会福祉協議会	平成 21 年 3 月
道悦島地区社会福祉協議会	平成 22 年 1 月
岸町社会福祉協議会	平成 22 年 4 月
身成地区社会福祉協議会	平成 24 年 8 月
阿知ヶ谷東光寺地区社会福祉協議会	平成 25 年 3 月
東町地区社会福祉協議会	平成 25 年 3 月

### ■生活保護対象被保護者数及び被世帯数の状況



### ■生活保護費決算額の状況





## 4-2 子ども・子育て支援の推進

### めざす姿

子育てを地域全体で支援し、子どもを安心して産み育てられる環境をつくれます。

### 現 状 ・ 課 題

- 社会環境の変化によって、保護者のニーズは多様化しています。保育の量的拡大や、幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供、地域での子ども・子育て支援のさらなる充実などが求められています。
- 出生及び児童の転入の際には、市役所の窓口での手続きが多く、複数の課に関連することから、窓口における市民サービスの向上と市民の負担軽減が求められます。
- 女性の社会進出等により、特に、低年齢児の保育ニーズが高まっています。当市においても待機児童が発生しており、その解消に向けた体制の整備が必要となっています。
- 全幼稚園の民間移行や認定こども園<sup>51</sup>の開園に伴い、今後、幼稚園と保育園とのさらなる連携が必要となっています。
- 放課後児童クラブ<sup>52</sup>は、地区によって定員超過がみられるとともに、クラブが設置されていない地区もあり、ニーズへの対応が不十分といえます。また、今後の対象年齢拡大に対応したクラブ整備が必要となっています。
- 子育て家庭の抱える課題は多岐にわたっており、ひとり親家庭への自立支援、子育て不安の解消、児童虐待の防止など、きめ細かな支援を行うことが必要となっています。
- 療育相談が増加しており、相談支援のさらなる充実が求められています。また、こども発達支援センター「ふわり」などにおける療育機能の充実を図っていくことが必要となっています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
認可保育園定員数	1,605 人	1,670 人	1,700 人
放課後児童クラブ定員数・箇所数	510 人 14 か所	595 人 15 か所	770 人 16 か所
赤ちゃん訪問実施率	98%	98%	100%

<sup>51</sup> 【認定子ども園】待機児童の解消等を目的に、小学校就学前の子どもに対し、幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設。都道府県が条例により認定する。

<sup>52</sup> 【放課後児童クラブ】保護者が仕事等で昼間家庭にいない低学年児童を放課後の時間帯や夏休み等の長期休暇期間に預かる施設。

## 重点的取組

### 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」や「一時預かり保育」「延長保育」「地域子育て支援拠点事業」などの事業の充実を図ります。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
子育て家庭への支援 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育てに関わる市の組織を市民に分かりやすい名称、事務分担に再編するとともに、「子育てコンシェルジュ」を配置して、子育て制度の周知や子育てに関する悩みの相談・解決など、子育て世代が生活しやすい環境を整備します。</li> <li>●出生及び児童の転入時に関する窓口対応について、ワンストップ化<sup>53</sup>を図り、窓口サービスの向上に努めます。</li> <li>●子育て支援センターや子育て支援団体の活動を通じて、親同士の交流を促進し、保護者の子育て力の向上を図ります。</li> <li>●生後2か月程度の時期に家庭訪問を行い、育児・保健指導を行うとともに、産後の身体・精神面のフォローを行います。</li> <li>●出産前後の母親を対象に、家庭訪問による育児相談・援助を行い、子育て世代が安心して生活できるよう支援を行います。</li> <li>●重度の障害をもつ子どもとその保護者に対し、家族の介護負担や精神的負担を軽減し、適切な生活を送れるよう支援します。</li> <li>●講座開設により、家庭の教育力を高めるための親教育を推進し、親と子、家族同士の良好な関係構築を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育てふれあい事業</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・育児サポーター派遣事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・子育て学習推進事業</li> <li>・居宅介護事業</li> <li>・短期入所事業</li> </ul>
子育て環境の整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の子ども・子育て支援新制度<sup>54</sup>に基づき、幼児教育・保育・子育て支援について質の充実を図ります。</li> <li>●かわね保育園の民営化を推進します。</li> <li>●保育園園児の受け入れ数の拡大や保育の質の確保に努めます。</li> <li>●幼稚園と保育園の連携を推進するとともに、認定こども園の整備を支援するなど、待機児童の解消につなげます。</li> <li>●放課後児童クラブの対象年齢拡大に対応するとともに、運営強化を図ります。</li> <li>●放課後の安全・安心な居場所として放課後子ども教室を設置・運営します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策事業</li> <li>・民間保育所助成事業</li> <li>・認定こども園助成事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・放課後児童クラブ施設整備事業</li> <li>・放課後子ども教室の開催</li> </ul>

<sup>53</sup> 【ワンストップ化】様々な行政手続きを一度に行える窓口サービスの総合化。

<sup>54</sup> 【子ども・子育て支援新制度】次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する制度。

取組名	内容	事務事業
子どもの発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の発達状況に適した療育等の支援を行うとともに、幼稚園・保育園において専門的な知識や技術を有する人材を育成するなど、受け入れ体制の強化を図ります。</li> <li>● こども発達支援センターに相談支援専門員を配置し、サービス利用計画の作成や利用状況の検証を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援事業</li> <li>・ 指定障害児童相談支援事業</li> </ul>
養育に不安がある家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに強い不安を抱える保護者や不適切な養育状態にある家庭などに対し、妊娠期から相談、訪問、援助を行い、子育て不安の解消や母子の健康状態の確保、虐待の予防・防止につなげます。</li> <li>● 乳幼児健診や相談、予防接種未受診者に対する勧奨など、支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭児童相談室運営事業</li> <li>・ 島田市養育支援訪問事業</li> <li>・ 就学援助事業</li> <li>・ 乳幼児相談事業</li> </ul>
母子保健体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心して出産・育児が行えるよう妊産婦の健康診査や相談・保健指導を実施します。</li> <li>● 乳幼児に対する健康診査や相談の実施により、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、栄養等の育児指導を行い、健康保持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健康診査事業</li> <li>・ 乳幼児健康診査事業</li> <li>・ 母子保健事業</li> <li>・ 特定不妊治療費助成事業</li> <li>・ フッ化物応用歯科保健普及事業</li> </ul>

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 子ども・子育て会議の委員として、当事者の立場から意見し、市の子育て支援施策の検討や事業の評価等に参画します。（保護者・子育て関連団体）
- 関係機関等との連携により、地域における児童等の見守りを行い、虐待の予防・防止に努めます。（民生委員・児童委員）

### ■ 出生数・率（人口千対）の状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
島田市 出生数（人）	876	790	815	788	792
島田市 出生率（人口千対）	8.7	7.9	8.2	7.9	8.0
静岡県 出生率（人口千対）	8.8	8.8	8.6	8.4	8.4
全 国 出生率（人口千対）	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

### ■ 合計特殊出生率の状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
島田市 出生率（人口千対）	1.45	1.39	1.43	1.42	調査中
静岡県 出生率（人口千対）	1.44	1.43	1.54	1.49	1.52
全 国 出生率（人口千対）	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

### ■保育園入所児童数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
定員数（人）	1,640	1,650	1,670	1,670	1,670
入所児童数※（人）	1,821	1,838	1,823	1,792	1,782
充足率（％）	111.0	111.4	110.5	107.3	106.7

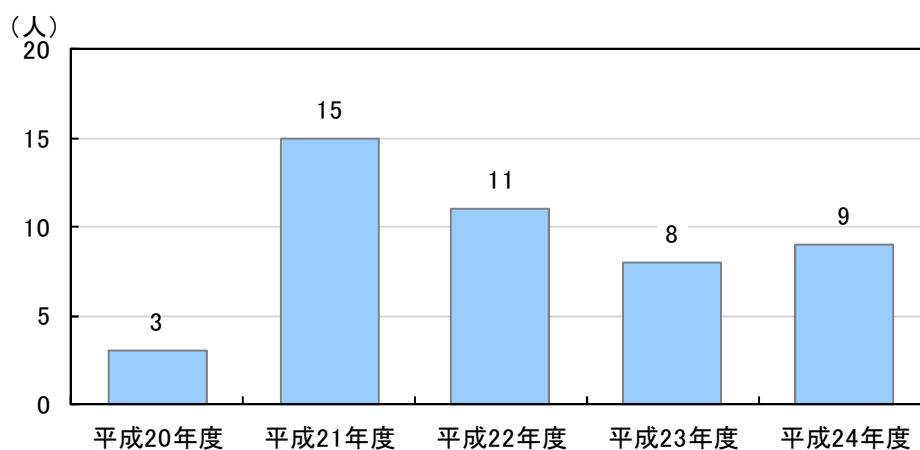
※各年 3 月 1 日現在

### ■幼稚園数と園児数の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	定員数
幼稚園数	9	9	9	9	9	2,058
幼稚園園児数（人）	1,613	1,563	1,522	1,563	1,567	

※園児数については、各年 5 月 1 日現在

### ■待機児童数の状況（各年度 4 月 1 日現在）

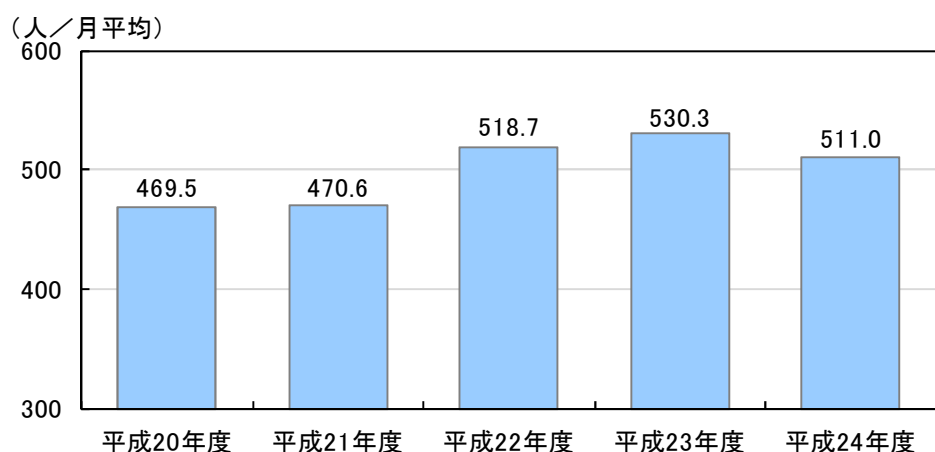


### ■公立保育園民営化の状況

	平成 16 年度	平成 20 年度	平成 24 年度
公立保育園名	島田市立第四保育園	島田市立第二保育園	金谷中央保育園
民営化後保育園名	ゆたか保育園	大津保育園	金谷中央保育園
移管日	平成 16 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日



### ■放課後児童クラブ登録者数(月平均)の状況



### ■家庭児童相談室相談件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
性格・生活習慣(件)	55	89	60	24	34
知能・言語(件)	77	126	49	17	6
学校生活等(件)	16	13	24	25	22
非行(件)	6	16	13	7	10
家族関係(件)	83	142	189	224	217
環境福祉(件)	55	39	28	55	13
障害(件)	31	41	30	16	6
その他(件)	10	6	18	36	41
合計(件)	333	472	411	404	349

### ■1歳6か月児健康診査受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者(人)	872	911	814	842	823
実施者※(人)	863	911	801	837	815
受診率(%)	99.0	100.0	98.4	99.4	99.0

※前年度未実施者で2歳未満の受診者を含む

### ■3歳児健康診査受診状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者(人)	899	839	934	863	820
実施者※(人)	871	835	901	866	822
受診率(%)	96.9	99.5	96.5	100.4	100.2

※前年度未実施者で4歳未満の受診者を含む



## 4-3 高齢者福祉の推進

### めざす姿

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 現 状 ・ 課 題

- 当市の高齢化率は平成 25 年 4 月 1 日現在で 26.7%となっています。今後もさらに高齢化が進むことが予測されます。高齢化に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、さらには認知症高齢者も増加しているため、支援体制の整備が求められています。
- 平成 25 年 4 月 1 日現在の要介護認定者数は 3,924 人となっており、年々、増加しています。また、市内の特別養護老人ホームの待機者が多い状況からも、施設サービスの提供体制は十分とは言えません。高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉施設の整備や各種介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- 団塊の世代をはじめとした、元気で豊富な経験と知識を持った高齢者の活力を地域社会で活かすとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう支援することが必要です。高齢者の医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要となります。

## め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
要介護（要支援）認定率※ <sup>1</sup>	12.2%	14.1%	14.0%
特別養護老人ホームへ入所の必要性が高い待機者数※ <sup>2</sup>	50 人	68 人	30 人
げんきアップシニア把握事業（二次予防事業対象者 <sup>55</sup> 把握事業）実施者割合※ <sup>3</sup>	—	65 歳以上 高齢者の 44%	65 歳以上 高齢者の 53%
地域高齢者見守りネットワークづくり事業 <sup>56</sup> の協力事業所数	—	20 事業所	117 事業所
居場所づくり事業 <sup>57</sup> 実施箇所数	—	—	40 か所

※<sup>1</sup> 65 歳以上の高齢者（1号被保険者）のうち要介護・要支援認定者が占める割合

※<sup>2</sup> 特別養護老人ホーム入所希望者のうち、家族の状況等の理由により入所の必要性が高い人の実人数

※<sup>3</sup> 生活機能の評価を行う基本チェックリストの実施者

## 重 点 的 取 組

### 多世代交流の場の創設

高齢者を含めたさまざまな世代が気軽に交流を深められる場を創設し、地域の互助関係の構築につなげます。

<sup>55</sup> 【二次予防事業対象者】介護保険の第1号被保険者のうち、要介護者または要支援者以外の者であって、生活機能の低下により、要介護状態等となるおそれがある状態にあると認められるもの。

<sup>56</sup> 【地域高齢者見守りネットワークづくり事業】行政や地域、民間事業所などが連携し、地域における高齢者の見守りと日常的な支え合い活動のネットワーク化を図る。（平成 23 年度事業開始）

<sup>57</sup> 【居場所づくり事業】外出の機会が減り、閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所を活用し、気軽に集まり交流することで、互いに見守りあい支えあう体制を構築する。（平成 26 年度開始予定）

## 施 策 の 方 向

取組名	内容	事務事業
高齢者福祉サービスの充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、各種高齢者福祉サービスを実施します。</li> <li>●地域で生活する高齢者を総合的に支えていくための拠点となる地域包括支援センター<sup>58</sup>の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉サービス</li> <li>・家族介護支援サービス</li> <li>・地域包括支援センター相談事業</li> <li>・地域高齢者見守りネットワークづくり事業</li> </ul>
高齢者の自立と社会参加の促進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外出の機会が少なくなり、閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で、気軽に集まり交流し、互いに見守り合える居場所をつくります。</li> <li>●シルバー人材センターが行う高齢者の豊かな経験と能力が活用できる就労機会の提供や、高齢者の生きがいを高める活動に対して、引き続き支援します。【関連取組：3-2 雇用の創出】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり事業</li> <li>・高齢者生きがい活動支援通所事業</li> <li>・高齢者就労機会確保事業</li> <li>・地域ふれあい事業</li> <li>・小地域福祉活動</li> </ul>
介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険事業計画に基づき、適正なサービスが提供されるよう、提供体制の充実や安心して利用できる環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護基盤緊急整備事業</li> <li>・介護給付の適正化事業</li> </ul>
介護予防の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防に関するサポーター等の人材を育成します。</li> <li>●二次予防事業対象者を把握し、地域包括支援センターの保健師等が個別の健康相談を実施するとともに、気軽に参加できる軽運動教室や学習などによる介護予防事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次予防事業（げんきアップシニアサポーター養成講座） （一般高齢者普及啓発事業）</li> <li>・二次予防事業（げんきアップシニア把握事業） （通所型介護予防事業） （訪問型介護予防事業）</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

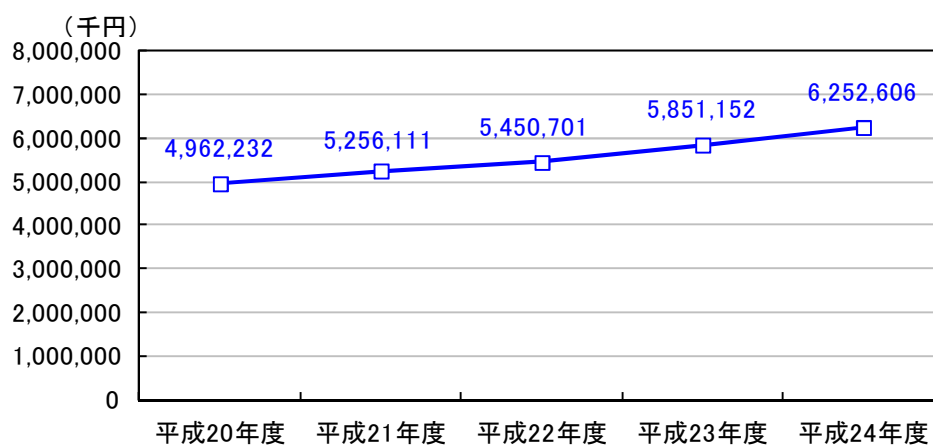
- 地域の高齢者の生活状態を把握し、相談に応じるとともに、助言や情報提供等の援助を行います。（民生委員・児童委員）
- 高齢者の生きがい活動・健康活動・地域（奉仕）活動を実施するとともに、介護予防活動や友愛活動（高齢者の見守り等）を進めていきます。（単位老人クラブ）
- 地域における高齢者の見守り体制の充実を図るとともに、支援体制のネットワークを拡充します。（自治会、民生委員・児童委員、市民活動団体、地域、企業・事業所等）

<sup>58</sup> 【地域包括支援センター】高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・保健・医療・福祉の幅広い相談に応じ、助言や支援を行う総合相談窓口。介護保険法に基づき、市に設置されている。

### ■介護認定の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
要支援 1 (人)	257	254	229	252	262
要支援 2 (人)	363	327	346	374	409
要介護 1 (人)	664	647	709	784	930
要介護 2 (人)	506	567	684	740	767
要介護 3 (人)	485	495	559	568	617
要介護 4 (人)	494	492	489	511	549
要介護 5 (人)	415	447	442	443	390
計 (人)	3,184	3,229	3,458	3,672	3,924
65 歳以上高齢者数 (人)	25,590	25,951	26,029	26,256	27,163

### ■介護保険給付費決算額の状況



## 4-4 障害者福祉の推進

### めざす姿

障害の有無にかかわらず、地域に住むすべての人が互いに理解を深め、支え合い、自分らしく生きることのできる社会を実現します。

### 現 状 ・ 課 題

- 国における障害者制度は、大きな変革が進められており、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に切り替わるなど、障害者に関する各種法律の改正が行われています。法律では、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去などが必要であるとしています。この法律の趣旨を踏まえ、平成 25 年 3 月に「島田市障害者計画」を策定し、多岐にわたる障害者施策を関係各課が横断的に連携を図り、施策を円滑に推進していくことが必要となっています。
- 少子高齢化などの社会の状況変化に対応し、地域に住む誰もが、必要な支援を受けられるようにしていくことが重要です。行政だけでなく、地域住民や事業者、関係機関が連携し、障害のある人が社会の一員として暮らしていけるよう、支援の充実を図っていくことが求められています。
- 障害者雇用については、受け入れ体制の整備・充実、相談支援など就労につながる支援が求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
相談支援件数	7,295 件 (H20)	8,272 件	9,300 件
障害者雇用率※	1.66%	1.44%	2.00%

※ ハローワークしまだ管内

### 重 点 的 取 組

#### 社会参加の促進による生きがいの創出

障害のある人の自立や社会参加を促進することで、生きがいを持ち、地域の一員として豊かな生活が送れるよう、支援体制を整備します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内容	事務事業
障害福祉サービスの充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人のニーズを的確に捉え、障害の特性や程度に応じた障害福祉サービスの提供を実施します。</li> <li>●障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、気軽に利用する相談・生活支援体制の強化を図るとともに、権利擁護施策の推進や虐待防止対策の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護事業</li> <li>重度訪問介護事業</li> <li>同行援護、行動援護事業</li> <li>短期入所事業</li> <li>生活介護、療養介護事業</li> <li>児童デイサービス事業</li> <li>共同生活介護事業</li> <li>共同生活援助事業</li> <li>施設入所支援事業</li> <li>自立訓練事業</li> </ul> </li> </ul>
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人が積極的に外出できるよう、移動手段の確保や、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。</li> <li>●ユニバーサルデザイン<sup>59</sup>の考え方に基づいた、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。【関連取組：7-3 ユニバーサルデザインの推進】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>人にやさしいまちづくり推進事業</li> </ul> </li> <li>・障害者移動支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者タクシー料金助成事業</li> <li>障害福祉サービス等利用通所交通費助成事業</li> <li>視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業</li> </ul> </li> <li>・外出支援事業</li> </ul>
雇用と就労の充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人がその能力や適性に応じて、企業等で働けるよう、雇用環境を整備し、障害のある人の就労を積極的に推進します。</li> <li>●就労が困難な障害のある人に対しては、それぞれの障害特性に配慮した就労場所の確保などの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業</li> <li>就労継続支援事業</li> </ul> </li> </ul>
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動や様々な行事等において、障害特性に応じた配慮や移動に対する支援により、障害のある人が気軽に参加することができる環境づくりを進めます。</li> <li>●障害のある人の社会参加を促進するため、障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>社会参加促進事業</li> </ul> </li> <li>・視覚障害者支援事業 (録音図書資料の整備)</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加するとともに、地域の中でお互いに支え合う組織づくりや仲間づくりを推進します。(市民)
- 障害のある人もない人も、生活者としてそれぞれの地域で安心して充実した生活を送れるような社会を構築していきます。(地域)

<sup>59</sup> 【ユニバーサルデザイン】年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるデザイン。



## ■相談支援の状況

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
福祉サービスの利用等に関する支援	659	1,870	2,913	3,017	3,638
障害や症状の理解に関する支援	656	396	766	490	532
健康・医療に関する支援	986	267	463	414	611
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,248	716	951	940	1,192
保育・教育に関する支援	1,313	48	86	99	145
家族関係・人間関係に関する支援	331	173	276	629	442
家計・経済に関する支援	329	101	102	182	211
生活技術に関する支援	328	179	153	324	577
就労に関する支援	656	161	356	353	293
社会参加・余暇活動に関する支援	784	77	65	83	52
権利擁護に関する支援	5	23	53	40	74
その他	0	51	586	450	505
合計	7,295	4,062	6,770	7,021	8,272

## ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付の状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体障害者手帳	3,442	3,457	3,290	3,291	3,270
療育手帳	583	644	639	668	718
精神障害者保健福祉手帳	325	354	391	404	438

## ■障害者就労支援の状況

	就労移行支援事業		就労継続支援事業			
			A型		B型	
	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)
平成20年度	20	3,070	22	3,315	34	5,291
平成21年度	29	4,178	21	3,787	110	24,678
平成22年度	33	6,105	31	4,913	128	25,702
平成23年度	36	3,833	28	5,066	159	33,744
平成24年度	33	6,105	32	5,552	203	48,592



## 4-5 健康づくりの推進

### めざす姿

社会全体で健康づくりのための環境を整備するとともに、市民一人ひとりが健康に対する意識を高めることで、健康寿命の延伸を図ります。

### 現 状 ・ 課 題

- 国の「第2次健康日本21<sup>60</sup>」及び県の健康増進計画では、健康寿命<sup>61</sup>の延伸、健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底などの重要性が示されています。
- 都道府県の医療計画に盛り込むべき内容として、これまで重点的に取り組まれてきた「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」の四大疾病に加え、新たに「精神疾患」が加わり五大疾病となったことから、こころの健康への取組の強化が必要となっています。
- 当市における主な死因は、全国と同様に三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）による割合が増えている一方で、がん検診の国の目標受診率を下回っているため、受診率の向上に向けた取組が求められています。
- 糖尿病予備群が増加傾向にあるため、糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けた食生活の改善や運動習慣の定着などの対策が求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数（国保）	—	17 人	16 人
血糖コントロール不良者の割合 <sup>※</sup>	—	0.44%	0.41%
大腸がん検診受診率	23.8%	31.5%	40%

※ HbA1c<sup>62</sup>が 8.4%以上の者の割合

60 【第2次健康日本21】平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年厚生労働大臣告示）を改正したもの。

61 【健康寿命】平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHOが提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

62 【HbA1c（エイチピーイーワンシー）】過去1～2か月間の平均血糖値を表す。糖尿病のコントロールの指標に利用される。

## 重 点 的 取 組

### 生活習慣病の発症予防と重症化予防

地域の場、地域の力を活用し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内容	事務事業
健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●島田市健康増進計画に基づき、個人の生活習慣の改善及び地域の場の力を活用した（ソーシャルキャピタル<sup>63</sup>）生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ります。</li> <li>●子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自らの健康状態に関心を持ち、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの取組ができる環境を整えます。</li> <li>●こころの健康など、社会生活を営むための機能の維持向上を図ります。</li> <li>●生涯おいしく食べ、元気に過ごせるように、歯科疾患の予防と子どもの頃から歯の健康に関する意識の向上を図ります。</li> <li>●がんのリスクを高める要因である喫煙等の生活習慣の改善を進めるとともに、がん検診の定期的な受診勧奨を実施することで、がんの予防と早期発見に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病対策事業</li> <li>・健康づくり事業</li> <li>・健康まつり事業</li> <li>・歯科保健事業</li> <li>・健康診査事業</li> <li>・がん検診事業</li> <li>・地域自殺対策緊急強化事業</li> </ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「島田市食育推進計画」に基づき、正しい食生活について、市民一人ひとりが実践し、生活習慣病等の予防・改善につなげます。</li> <li>●家族が食卓を囲んで、ともに食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進します。</li> <li>●耕作放棄地を市民農園として再生することなどにより、市民が農業を通じて食への関心を高められるようにします。</li> <li>●授業や学校給食を通じて、児童・生徒が正しい食習慣を身につけ、食の大切さを理解できるよう、食育を推進します。【関連取組：6-1 安全・安心な学校給食の提供】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進事業</li> <li>・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業</li> <li>・学校給食運営事業</li> </ul>
感染症予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関と連携し、感染症予防体制の強化を図ります。</li> <li>●感染症の予防に関する正しい知識の普及を図り、まん延防止対策に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種事業</li> <li>・感染症予防事業</li> </ul>
茶や温泉等を活用した健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当市の特色である茶や温泉の効用を活かした事業を支援し、市民の健康増進を図ります。【関連取組：3-4 観光拠点の整備】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田代の郷温泉管理運営事業</li> <li>・川根温泉管理運営事業</li> </ul>

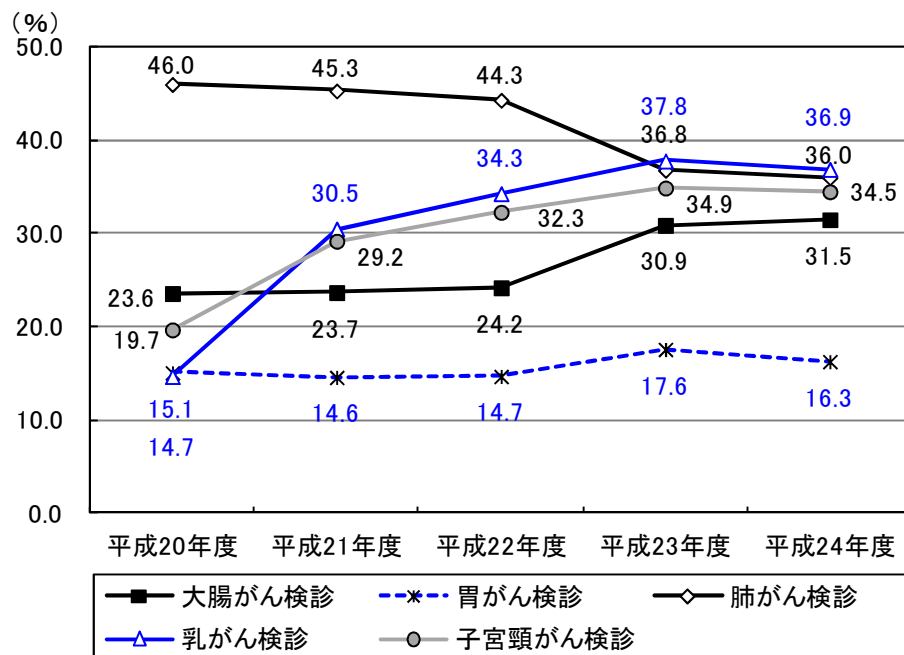
<sup>63</sup> 【ソーシャルキャピタル】人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 健康相談事業や各種健康講座において、指導者としての役割を果たします。（健康に関する市民組織）
- 「出前健康講座」などを活用して、市民に対する生活習慣病等についての情報発信に努めます。（健康に関する市民組織）
- 行政と連携し、地域の健康づくり事業を企画・実施し、健康づくりに関する啓発に努めます。（保健委員）
- 従業員に対して、定期的な健診や職場におけるメンタルヘルス対策を行うよう努めます。（企業・事業所）
- 「貝だくさん島田汁」のPR等による食育推進活動や地域住民の食生活改善に向けた取組を行います。（島田市健康づくり食生活推進協議会）
- 院内掲示などにより、市の健康づくりに関する取組や健診の案内等の周知に努めます。（医療機関）

### ■がん検診受診率の状況



■65 歳からの平均自立期間(お達者度)と平均余命

		65 歳からの平均自立期間			65 歳からの平均余命		
		平成 22 年度	平成 21 年度	変化	平成 22 年度	平成 21 年度	変化
男	島田市	17.69	17.41	+0.28	19.03	18.58	+0.45
	静岡県平均	17.53	17.30	+0.23	19.04	18.75	+0.29
女	島田市	20.96	21.00	-0.03	23.63	23.48	+0.15
	静岡県平均	20.77	20.68	+0.09	23.88	23.72	+0.16

資料：平成 22 年静岡県市町別 65 歳の平均自立期間

## 4-6 地域医療の充実

### めざす姿

市民の健康と命を守るために必要な医療の提供体制を確保します。

### 現 状 ・ 課 題

- 少子高齢化の進行や疾病構造の変化、医師・看護師等の不足、医療制度改革などの医療に係る行政課題に対し、市民、行政、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉・介護事業者等が一体となって取り組む必要に迫られています。島田市民病院は、平成 23 年度に県から地域医療支援病院の承認を受けており、今後も急性期を担う基幹病院として、病院と診療所の役割分担を明確にし、医療連携の強化を図っていく必要があります。さらに、行政は、こうした課題に対して市民の理解を深め、医療関係機関との連携や、医療と介護の連携強化等を推進し、地域医療における予防から在宅、看取りまでの医療提供体制の構築に向けた牽引役となって取り組むことが求められています。
- 救急医療は安易な受診が後を絶たない状況であり、救急医療が適切に行われるためには、医療関係者の努力や設備の充実のみならず、市民の理解と協力が不可欠となっています。
- 災害医療においては、島田市地域防災計画の医療救護計画に基づき、各種医療関係機関や地域の自主防災会との連携による医療救護体制を整備し、災害時に円滑な救護が行えるよう備える必要があります。
- 昭和 54 年 4 月に開院した島田市民病院本館は、施設・設備の老朽化や狭隘化が目立ってきています。大規模災害時の対応等を踏まえ、新島田市民病院建設に向けた取組を進めることが必要です。
- 新島田市民病院の建設に向け、病院経営のさらなる効率化・健全化が求められています。
- 島田市民病院の病院情報システム<sup>64</sup>の更新時期が迫っているため、安全で質の高い医療の提供や医療情報の共有、業務の効率化を実現できる新たなシステムの構築が必要です。
- 島田市民病院では、医師・看護師の不足が常態化しています。必要な医療を市民に提供できる体制を確保するため、医師・看護師を早急に確保する必要があります。

<sup>64</sup> 【病院情報システム】主な機能として、電子カルテが挙げられ、従来医師・歯科医師が診療の経過を記入していた紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として一括してカルテを編集・管理し、データベースに記録する仕組み。

## め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
新島田市民病院建設にかかる進捗率※	5%	10%	50%※
診療所等から島田市民病院への紹介率 島田市民病院から診療所等への紹介率	38.12% 46.48%	59.54% 80.93%	65%以上 80%以上
島田市立看護専門学校卒業生の看護師国家試験合格率	100%	100%	100%

※ 建設に係る各種計画等（基本構想、基本計画、基本設計、実施設計）を策定済。平成 29 年度以降、建設着工を目標とする。

## 重 点 的 取 組

### 医師会等との連携による地域医療の充実

病院、診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民団体等と行政機関との連携を強化し、少子高齢化社会における地域医療の提供体制を確保していくとともに、市民への啓発活動により、“地域の医療は住民自らが支え守る”意識の醸成・定着を図ります。

### 新島田市民病院建設に向けた取組の推進

地域の基幹病院である新島田市民病院の建設に向け、今後の地域医療のあり方を考慮しつつ、規模や機能、時期、建設場所等に関する計画を早急に作成し、具体的な建設に向けた取組を進めます。



## 施 策 の 方 向

取組名	内容	事務事業
地域医療連携の強化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関、福祉、介護事業者や健康関連団体等との連携を強化するとともに、市民が医療体制の現状を正しく理解し、医療現場の負担軽減が図られるよう、適正受診やかかりつけ医・かかりつけ薬局の必要性などについて啓発を行います。</li> <li>●島田市民病院と診療所との連携を強化するため、診療所向けパンフレットの作成、定期的な診療所訪問、病診連携懇話会の開催などを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携推進事業</li> </ul>
救急医療体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●志太・榛原地域の病院及び医師会の連携・協力により、初期救急医療体制<sup>65</sup>及び第2次救急医療体制<sup>66</sup>の維持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志太・榛原地域救急医療センター運営事業</li> <li>・志太・榛原地域第2次救急医療施設運営事業</li> <li>・救急医療協力促進事業</li> <li>・休日急患診療所事業</li> </ul>
災害医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南海トラフ巨大地震等の災害に備え、医療関係機関等との連携を図り、適切な医療救護体制の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災医療救護施設整備事業</li> </ul>
在宅医療の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●終末期に自宅やケア付き住宅などの住み慣れた場所で安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療連携拠点事業</li> </ul>
島田市民病院における医療体制の充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大井川流域の中核的医療機関として、継続的・安定的に医療を提供できるよう、施設や設備等の充実を図ります。</li> <li>●質の高い医療サービスを提供するため、病院経営の効率化・健全化に努めます。</li> <li>●地域の基幹病院である島田市民病院の建て替えについて、規模や機能、建設時期、建設場所等に関する計画を作成し、建設に向けた取組を進めます。</li> <li>●医療従事者の労働環境及び居住環境の改善や医学生・看護学生への修学資金制度の運用などにより、医師・看護師等の確保に努めます。</li> <li>●島田市立看護専門学校において、学習環境の整備と学習内容のさらなる充実を図り、島田市の医療を支える看護師を養成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院情報システム更新事業</li> <li>・島田市民病院の健全経営</li> <li>・新島田市民病院建設事業</li> <li>・医師住宅再整備事業</li> <li>・医学生・看護師修学資金貸与事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

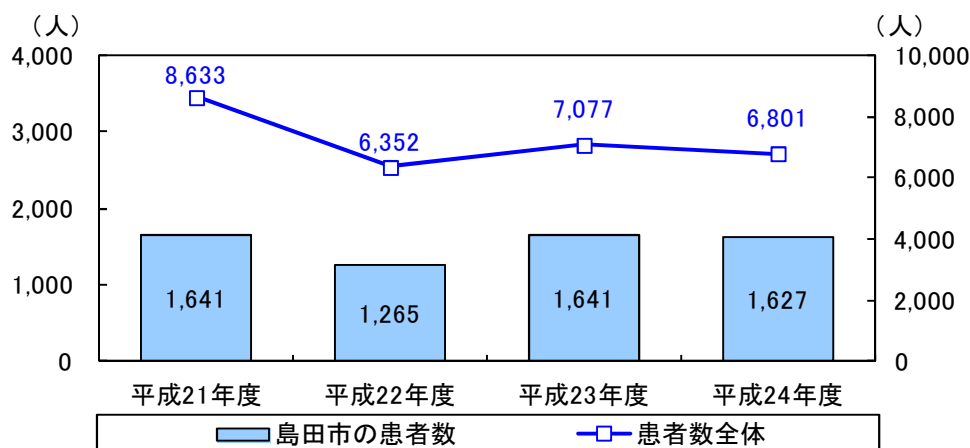
### 市民・地域・団体ができること

- 島田市民病院との病診連携を促進し、医療サービスの向上を図ります。（診療所）
- 救急医療の必要性を理解するとともに、適正な受診及び救急車の適正な利用に努めます。（市民）

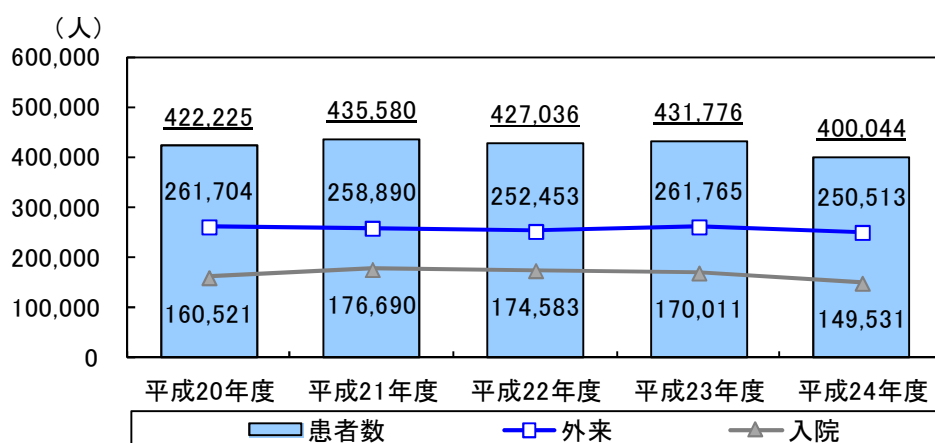
65 【初期救急医療体制】軽症患者の外来医療を担う救急医療体制。

66 【第2次救急医療体制】入院が必要な重症患者に対応する救急医療体制。

■第1次救急医療患者数の状況(志太・榛原救急医療センター患者数)



■島田市民病院患者数の状況



■病院事業債現在高の状況

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
前年度末現在高	3,692,174	3,337,262	3,061,179	3,122,980	3,060,119
借入額	353,000	486,000	504,000	435,000	340,000
償還額	707,912	762,083	442,199	497,861	561,994
年度末残高	3,337,262	3,061,179	3,122,980	3,060,119	2,838,125

■看護専門学校卒業生及び国家試験合格者数

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
卒業生	37	36	34	41	35
国家試験合格者数	37	36	34	41	35

## 4-7

# 国民健康保険事業の健全な運営

### めざす姿

被保険者が安心して医療を受けられるよう、健全な事業運営を実現します。

### 現 状 ・ 課 題

- 高齢化の急速な進展と生活習慣病等の増加、医療の高度化により、年々、医療費が増加しています。多受診、重複受診の抑制指導に努め、医療費の適正化を進める必要があります。
- 国民健康保険事業の健全運営にとって、医療費の支出増加と財源の確保が課題となっています。
- 生活習慣病を早期に予防し、医療費を抑制するため、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導<sup>67</sup>の実施を推し進めていく必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
特定健康診査受診率	31%	34%	55%
国民健康保険税収納率	93.2%	93.3%	95%

### 重 点 的 取 組

#### 国民健康保険税の収納率の向上

国民健康保険事業を健全に運営するため、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に向けた取組を進めるほか、収納率の向上のための対策を講じていきます。

<sup>67</sup> 【特定健康診査及び特定保健指導】「高齢者の医療の確保に関する法律」の成立により、生活習慣病を予防するという観点で、平成20年4月から医療保険者に義務付けられることになった健康診査・保健指導のこと。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
特定健康診査及び定保健指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見や発症予防のため、健診及び保健指導を実施します。</li> <li>●受診しやすい健診体制の整備や未受診者への受診勧奨の実施により、受診率、実施率の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査事業</li> <li>・特定保健指導事業</li> <li>・未受診者受診勧奨事業</li> </ul>
医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の誰もが安心して医療を受けられるよう、適正な医療受診の啓発を行うとともに、レセプト<sup>68</sup>の点検の強化に努め、医療費の適正な給付に努めます。</li> </ul>	
国民健康保険税の収納率の向上対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険税の収納率の向上を図るため、納税相談や電話・文書による催告、払込能力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者には差押えによる滞納処分を実施するなど、国民健康保険事業の健全な運営につなげます。</li> </ul>	

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

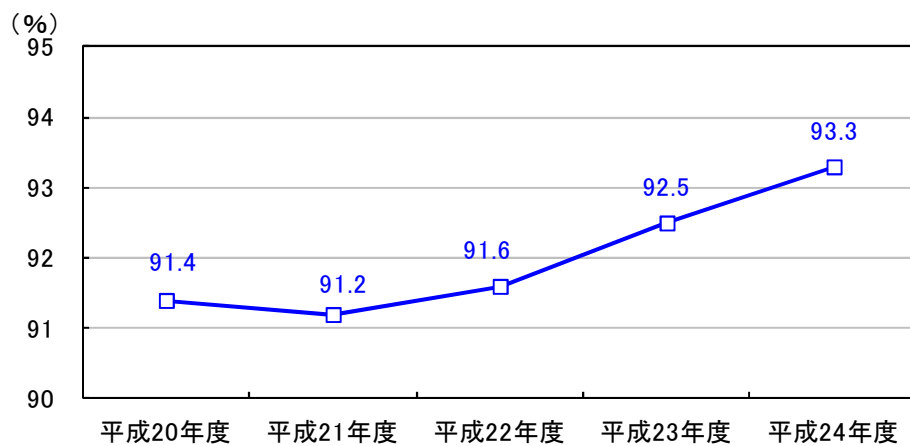
- 定期的な健診や生活習慣病についての啓発を実施し、従業員の健康管理を進めます。（企業・事業所）
- 特定健康診査を受診します。（市民）

<sup>68</sup> 【レセプト】医療機関が保険者（市町村国保や健康保険組合等）に請求する診療報酬明細書で、医療費を計算するための処置、検査など診療内容や薬などが書かれたもの。

■ 特定健康診査受診状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
対象者数	18,398	18,570	18,583	18,651	18,625
受診者数	6,164	5,890	5,790	6,420	7,036
受診率 (%)	33.5	31.7	31.2	34.4	37.8

■ 国民健康保険税(現年度分)収納率の状況





## 5-1

# 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進

### めざす姿

市民一人ひとりが環境負荷の低減に向けて取り組み、持続的な発展ができる地域社会の構築を目指します。

### 現 状 ・ 課 題

- 温暖化や酸性雨、開発途上国での公害など、地球規模の環境問題が発生し、深刻な影響を及ぼしています。環境保全について市民の意識を高め、環境への負荷を低減するまちづくりを進める必要があります。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21）<sup>69</sup>の取得事業者数は、静岡県内で4番目に多いものの、近年では新規の取得事業者数は減少傾向にあります。さらに更新を断念する事業者もあるため、更新に向けた支援が求められています。
- 地球温暖化への影響や東日本大震災以降のエネルギー政策見直しにより、再生可能エネルギー<sup>70</sup>の導入促進の気運が高まっています。当市が持つ豊富な水、長い日照時間に伴う日射量、温泉資源を活用し、さらなる再生可能エネルギーを利用した発電に取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーを利用した発電の課題として、発電余剰電力の蓄電ができる環境が整っていないことが挙げられます。エネルギーの地産地消、災害時の電力確保の観点から、蓄電システムの構築を進める必要があります。
- 市有温泉では温泉付随ガスとしてメタンガスを空气中に放出しています。温室効果ガス<sup>71</sup>と呼ばれるメタンガスをエネルギー変換することで既存温泉施設の約 50%以上の電力を賄える可能性があることから、システムの構築は電力の自給自足の観点からも有効な手段と考えられます。
- 事業者による産業型公害は減少する一方、日常生活や通常の事業活動の中で、利便性や快適性を求めることにより生まれる都市・生活型公害が顕在化しています。

69 【環境マネジメントシステム（エコアクション 21）】各事業者は環境経営のためのシステム（環境マネジメントシステム）を組織内に構築運用し、環境に配慮した取組を行っている。エコアクション 21 は、環境省が策定したガイドラインに基づく中小企業でも取組やすい認証・登録制度。

70 【再生可能エネルギー】再生可能エネルギーとは、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」で太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがこれにあたる。

71 【温室効果ガス】温室効果ガスは社会経済活動により生まれたもの、主に二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロンガス。

## め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
エコアクション 21 認証取得事業者数	22 事業者	72 事業者	83 事業者
太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電容量	1.2Mw	3.9Mw	4.3Mw
島田市の大規模発電施設における、再生可能エネルギー発電容量	2.0Mw	2.0Mw	7.0Mw

## 重 点 的 取 組

### 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーについて、積極的な導入を行い、災害などの緊急時にも活用できるようにしていきます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
地球温暖化防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の取組として、エコアクション 21 の認証・登録を継続的に行い、持続可能な社会の構築に向けた環境活動を進めていきます。</li> <li>●中小事業者のためのエコアクション 21 登録・認証制度の普及及び継続に向けての支援を目的としたセミナーを開催します。</li> <li>●家庭における温室効果ガス排出量を削減するため、太陽光発電システムの導入助成を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション 21 の運用</li> <li>・自治体イニシアティブ・プログラム<sup>72</sup></li> <li>・太陽エネルギー利用促進事業</li> </ul>
再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休地や公共施設の屋根を活用した太陽光発電の導入を進めます。</li> <li>●市内の豊富な水資源を活用した小水力発電<sup>73</sup>の導入促進に努めるほか、豊富な森林資源を活用したバイオマス発電<sup>74</sup>や風力発電の調査・研究を進めます。</li> <li>●再生可能エネルギーを災害時にも活用できるよう、蓄電システムの構築・導入を図ります。</li> <li>●民間事業者に対して、積極的に新エネルギー導入の働きかけを行います。</li> <li>●温泉から湧出する温泉付随ガスについて、ガスコージェネレーション<sup>75</sup>など、利活用に向けた調査研究を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設屋根貸し事業</li> <li>・温泉付随ガス調査研究事業</li> </ul>

<sup>72</sup> 【自治体イニシアティブ・プログラム】自治体の呼びかけにより、域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が効率よくエコアクション21に取り組むためのプログラム

<sup>73</sup> 【小水力発電】中小河川や農業用水路、上下水道施設などの既設の水路における水流の勢いや落差を利用して発電する小規模な水力発電。

<sup>74</sup> 【バイオマス発電】木質資源、下水汚泥、家畜糞尿、食物残渣等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源を、燃焼し、発生する熱エネルギーやガスを利用しての発電。

<sup>75</sup> 【ガスコージェネレーション】環境負荷の少ない天然ガス等を燃料に用いて、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する廃熱を蒸気・給湯・暖房・冷房などに有効利用するシステム。



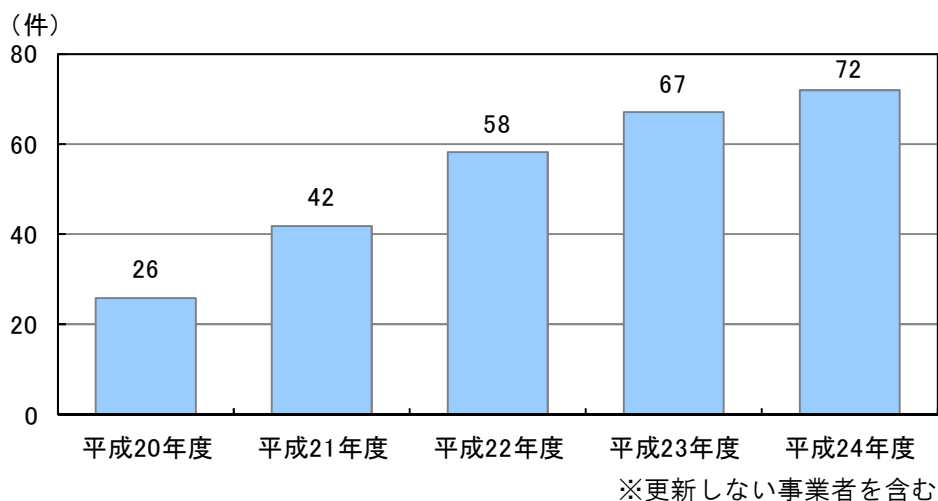
取組名	内 容	事務事業
公害の防止対策の推進	●公害の環境監視指導のさらなる充実を図るとともに、公害苦情に迅速に対応します。	・環境測定、分析

## 協働のモデル

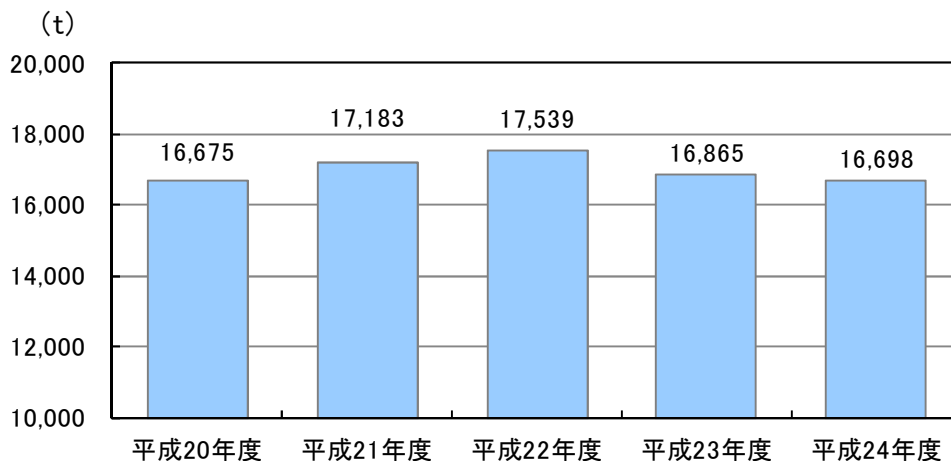
### 市民・地域・団体ができること

- 地球温暖化に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。（市民、企業・事業所）
- エコアクション21 認証を取得します。（企業・事業所）
- 太陽光、風力発電等再生可能エネルギーの導入を進めます。（市民、企業・事業所）
- 小水力発電の導入について、調査・研究を行います。（NPO 法人等）
- 家庭生活などに起因する生活型公害については、地域や住民間で解決します。（市民）
- 事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の未然防止を図ります。（企業・事業所）

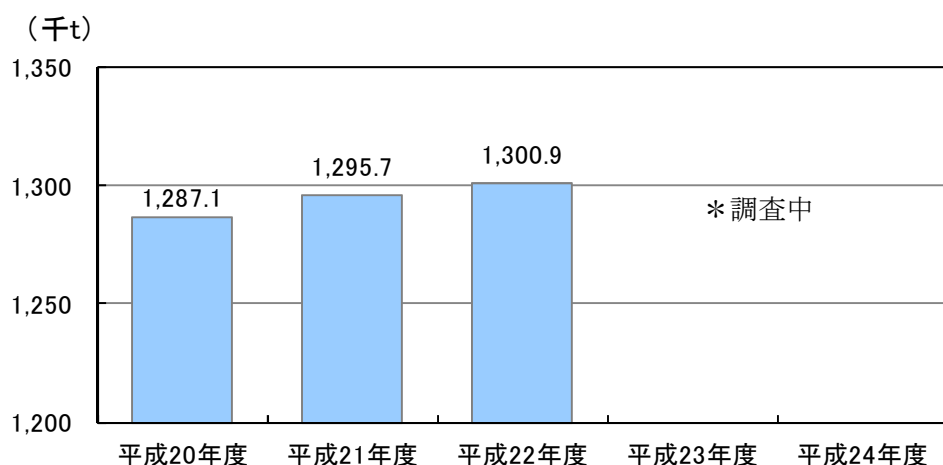
### ■エコアクション21 登録事業者数の状況



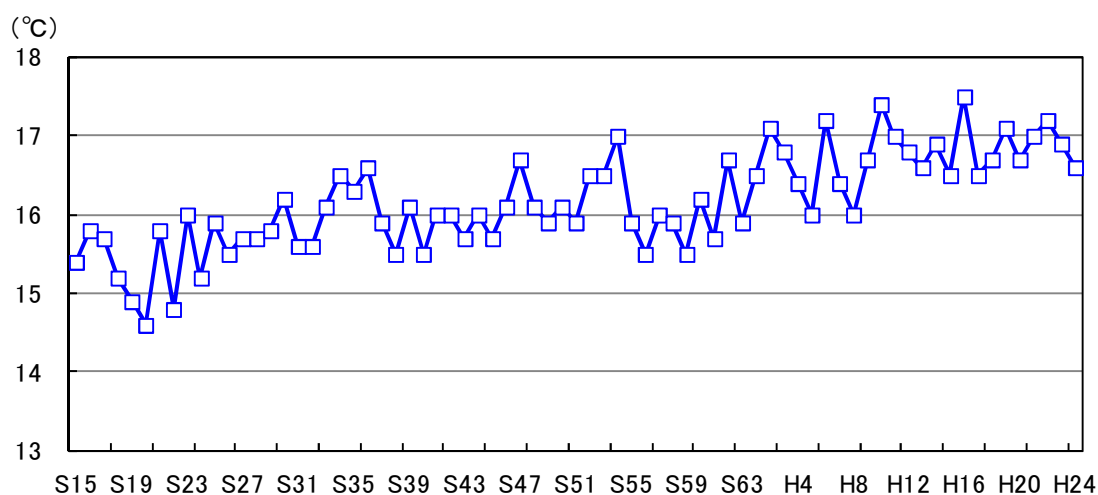
### ■市役所温室効果ガス排出量の状況



■市全体温室効果ガス排出量の状況



■年間平均気温の推移(静岡地方気象台)



■公害苦情件数の推移

年度	合計件数	典型7公害							その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
平成20年度	50	24	6	0	5	0	0	9	6
平成21年度	63	32	10	0	12	0	0	8	1
平成22年度	48	27	7	1	5	0	0	8	0
平成23年度	47	30	5	0	5	1	0	6	0
平成24年度	46	28	7	0	5	1	0	5	0

## 5-2

# 循環型社会の推進と生活環境の保全

### めざす姿

廃棄物の発生の抑制や再資源化を進めるとともに、再利用できない廃棄物は適正な処分をすることにより、循環型社会の構築を進めます。

### 現 状 ・ 課 題

- 資源が少ないわが国においては、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理による資源循環型社会の確立に向けた取組が重要となっています。
- 市民一人ひとりが、「もったいない」の意識を持ち、行政・市民・事業者が一体となって、ごみの排出に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）<sup>76</sup>を総合的に推進していく必要があります。
- 当市で実施している生活用品活用バンク事業は、物を大切にする心を育て、省資源・省エネルギー・ごみの減量化などの意識の啓発につながることから、今後もさらなる周知を行い、市民間の積極的な利用が図られるよう支援していくことが必要です。
- 田代環境プラザで焼却・熔融された家庭ごみは重量比約5%の灰となり、一般廃棄物最終処分場に埋立処理しています。昭和63年に供用開始した最終処分場は埋立残容量が少なくなっており、過去に埋め立てたビニールプラスチックの掘り起こし及び熔融処理により、処分場の延命化を図っています。
- 当市の平成24年度末汚水処理人口普及率は33.8%にとどまっています。人口減や財政状況を踏まえた静岡県生活排水処理長期計画の中で、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等を効率的に実施することが求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成19年	平成24年	平成29年
古紙、ペットボトル、トレイ等のリサイクル率	26.9%	22.8%	30.6%
1人当たりのごみ排出量	972g/人・日	916g/人・日	893g/人・日 以下
汚水処理人口普及率	29.05%	33.81%	39.83%

<sup>76</sup> 【3R（リデュース、リユース、リサイクル）】リデュース…減らす、リユース…再利用、リサイクル…再資源化

## 重点的取組

### ごみの排出抑制とリサイクルの促進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、市民一人ひとりの資源を無駄にしない意識の醸成を図ります。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの発生を抑えるため、マイグッツ運動(マイバック、マイボトル、マイはしなど)を推進します。</li> <li>●着なくなった衣類の回収を行うほか、家庭で使わなくなった物品などについて、生活用品活用バンクへの登録により、再利用の推進を図ります。</li> <li>●ごみ処理過程で生成される腐葉土や堆肥、スラグ・メタル<sup>77</sup>を有効利用し、再資源化への意識を高めます。</li> <li>●古紙、アルミ缶等の資源ごみを集団回収する団体を支援し、その取組を推進します。</li> <li>●廃プラスチックの掘り起こしにより、最終処分場の延命化を図りながら、新たな処分場用地の確保等を含め、処分あり方について検討を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活用品活用バンク事業</li> <li>・リサイクル事業</li> <li>・資源化促進事業</li> </ul>
公共水域の水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共下水道の計画的な整備を行い、普及率の向上を図ります。</li> <li>●公共下水道事業区域外においては、合併処理浄化槽への付け替えをさらに支援し、生活排水による水質汚濁を防止します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道汚水管渠整備事業</li> <li>・合併処理浄化槽設置費補助事業</li> </ul>
汚水処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿や家庭雑排水を処理する浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の適切な維持管理に努めます。</li> <li>●浄化センターでは、「下水道長寿命化計画」により計画的な改修を実施します。その他の施設についても、必要に応じて設備・機器の更新や修繕等の改修を進めます。</li> <li>●川根地域のクリーンピュア川根<sup>78</sup>において、施設の適切な維持管理に努めるとともに、処理体制の見直しについて検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田浄化センター維持管理事業</li> <li>・クリーンセンター運営事業</li> <li>・クリーンセンター長寿命化事業</li> <li>・住宅団地汚水処理場運営事業</li> <li>・下水道長寿命化事業</li> <li>・川根地区広域施設組合運営事業</li> </ul>

<sup>77</sup> 【スラグ・メタル】可燃ごみを焼却したときにできる灰(焼却灰)を、電気やガス、コークスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂をスラグという。うち、鉄分を含むものがメタル。

<sup>78</sup> 【クリーンピュア川根】川根地域(島田市川根町地区及び川根本町)のし尿を処理する一部事務組合(川根地区広域施設組合)が管理する施設。

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 生活用品活用バンク事業の開設（火・木曜日）、利用希望者への対応、統計データ作成等を行います。（島田市消費者グループ）
- グリーストラップ（油水分隔阻集器）の設置・保守管理を徹底します。（飲食店等）
- 浄化槽の保守管理を徹底します。（市民、企業・事業所、団体）
- 合併処理浄化槽設置の推進に努め、小学生を対象とした「水環境教室」を開催するなど、循環型社会の推進に向けた意識啓発を行います。（静岡県浄化槽協会志太榛原支部）

### ■生活用品活用バンク事業の実績

単位：件

	譲ってください登録件数	譲りませ登録件数	成立件数
平成 20 年度	342	199	131
平成 21 年度	398	378	188
平成 22 年度	387	394	220
平成 23 年度	421	392	227
平成 24 年度	292	247	133

### ■公共下水道供用面積の状況

	供用面積 (ha)	供用開始 区域内人口	人口 (市全体) (人)	普及率 (%)
平成 20 年度末	176.10	9,927	102,642	9.7
平成 21 年度末	179.43	10,124	102,179	9.9
平成 22 年度末	183.46	9,858	101,756	9.7
平成 23 年度末	187.91	10,055	101,271	9.9
平成 24 年度末	193.06	10,420	101,693	10.2

※平成 24 年度末は外国人を含む



## 5-3 自然環境の保全と活用

### めざす姿

水や緑の恵みが身近に感じられる空間を整備するなど、自然環境を保全・活用し、市民の健康で文化的な生活を確保します。

### 現 状 ・ 課 題

- 南アルプスを源流とし、市の中央を流れる大井川やその支流からもたらされる豊かな水資源は、私たちの生活や農業、工業などの社会経済活動になくてはならないものです。
- 北部には広大で豊かな森林、南部は大井川の流れによって生まれた扇状地や牧之原台地で形成される当市は、長い時間をかけて自然豊かな水と緑の恩恵を享受しており、これらを将来へ引き継いでいかななくてはなりません。
- 中山間地域では、高齢化・後継者不足に加え、主要作物である茶の市場価格の低迷等によって、農地の維持が困難になってきています。また、木材価格の低迷、山村地域の過疎化により手入れ不足の森林が増加しています。農作業等による適切な管理が行われ、森林の公益的機能が発揮されるよう、取組を進めることが必要です。
- 中小河川や水路などの整備が進む中、かつて見られた水辺のある景観が減少しつつあるため、河川、水路整備において自然環境の保全や景観の復元が求められています。
- 平成 14 年度に大井川長島ダム流域連携協議会が設立され、大井川流域圏の各自治体の連携による、水源地域の自然環境の理解や保全につながる取組を進めています。
- リニア中央新幹線の整備計画の中で、南アルプスを横切り大井川源流部直下を貫く長大トンネルの掘削が予定されています。希少な動植物からなる原生的な生態系の変化や、私たちが大切にしている大井川の水への影響について注視していく必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
リバーフレンドシップ同意書締結団体数	7 団体	15 団体	20 団体
森林整備面積	278ha (H20)	238ha	285ha

### 重 点 的 取 り 組 み

#### 河川の環境保全活動への支援

地域やボランティア団体等が、河川や水路について、除草・清掃等を行い、河川の環境保全が図られるよう支援します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水と緑の大切さを市民に啓発し、水資源や木材資源(紙)を大切にす意識の形成に努めます。</li> <li>●川を利用した住環境の整備を進め、自然環境の保全・活用及び公衆衛生の向上に努めます。</li> <li>●昔ながらの水辺の形態を維持・復元し、河川景観を保全します。</li> <li>●笹間川や伊久美川などの自然豊かな水辺環境を大切に守っていきます。また、伊太谷川源流部に位置し、自然環境と開発が混在する田代の郷整備事業地内においては、生物多様性の保全を進めます。</li> <li>●長島ダムに関連する流域自治体が協力し、大井川や森林等の水源地域の保全について理解を深めるとともに、多くの市民が自然に触れ合う機会を創出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川愛護活動支援</li> <li>・リバーフレンドシップ事業</li> <li>・河川改修事業</li> <li>・大井川長島ダム流域連携協議会運営事業</li> </ul>
農地、森林の保全と多面的な機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域等直接支払交付金など国等の補助制度の活用、農業委員会との連携により、耕作放棄地の解消・発生を抑制を図ります。</li> <li>●条件不利地の耕作放棄地については、山林等への転用について検討をします。</li> <li>●森林が持つ水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能の維持・回復を目的に、間伐及び作業道整備の推進を図ります。【関連取組：3-1 森林の保全】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金交付事業</li> <li>・森林施業補助事業</li> <li>・間伐材搬出奨励事業</li> <li>・森林保全整備補助事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 堤防の草刈・除草作業、桜の剪定・消毒等を行います。(自治会・町内会)
- 河川の環境整備において、整備方針などの事業実施に対する考えを行政と共有します。(大井川河川環境整備推進委員会)
- リバーフレンドシップ協定により、県管理河川の除草、清掃を行います。(自治会・町内会)
- 私たちの生活環境に深く関わる大井川源流部の自然環境に関心を持ちます。(市民)

79 【リバーフレンドシップ協定】地域の川の草刈りなどにより河川美化活動を行っている団体が、県と市と協働して川を守っていくという協定。



■田代の郷整備事業地付近で見られる主な猛禽類

種類	観測場所	備考
クマタカ	千葉山～高山	環境省レッドブック 絶滅危惧ⅠB種
オオタカ	千葉山～高山	環境省レッドブック 準絶滅危惧種
サシバ	八倉山、伊太田代、尾川	環境省レッドブック 絶滅危惧Ⅱ類
ハチクマ	千葉山、伊太田代	環境省レッドブック 準絶滅危惧種

■森林整備面積の状況

単位：ha

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県事業による整備面積	159	154	140	133	130
市補助金による整備面積	119	98	127	56	108
計	278	252	267	189	238



## 5-4 環境教育の充実

### めざす姿

地球温暖化などの環境問題について、子どもから大人までが関心を深められるよう、環境教育・学習を充実し、主体的に取り組むことができる人材を育成します。

### 現 状 ・ 課 題

- 現在の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」といった私たち自身の生活のあり方に起因しています。家庭や学校、職場などの日常生活のあらゆる場面において、市民一人ひとりが地球全体のことを考えながら、環境保全に向けて積極的に行動していく必要があります。
- 環境保全活動を推進していくため、次世代を担う小中学生への環境学習の推進や、地域で活躍する環境リーダーの育成など、市・学校・職場など多様な場において、環境問題について学ぶ機会を増やす必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
アース・キッズ事業 <sup>80</sup> 参加者数	31 人	259 人	300 人
田代環境プラザ・ソーラーパークしまだ <sup>※</sup> （メガソーラー発電所）見学者数	1,852 人	1,630 人	2,000 人

※ ソーラーパークしまだ 平成 26 年 1 月供用開始

### 重 点 的 取 組

#### 家庭における地球温暖化防止

子どもが環境リーダーとなって、家庭における地球温暖化防止につながる取組を推進します。

<sup>80</sup> 【アース・キッズ事業】市・県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターが連携・共同で実施し、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組む、小学校高学年を対象としたプログラム

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもがリーダーとなり、家庭において地球温暖化防止に取り組むプログラムを実施するアースキッズ事業を実施し、環境教育・学習を推進していきます。</li> <li>●伊太地区に整備されたメガソーラー、小水力発電所、ごみ焼却熱発電（バイオマス）を環境教育に活用していきます。</li> <li>●田代環境プラザ、島田浄化センター、クリーンセンターなどの見学者に対して、環境保全意識の啓発に努めます。</li> <li>●環境学習講座の開催や自治会・学校単位で実施する出前講座等を通じて環境を学ぶ機会を増やし、市民一人ひとりの意識向上につなげます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アース・キッズ事業</li> <li>・エコチャレンジ DAYs 事業（しまだ環境チャレンジ!）</li> <li>・環境フェア開催事業</li> <li>・環境学習講座開催事業</li> </ul>
環境に関する情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者が必要としている環境情報を広報紙、ホームページ等の媒体を用いて、効果的に発信します。</li> </ul>	

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 環境に関する出前講座や環境人材バンクによる人材派遣を積極的に活用します。（市民）
- 講演会やセミナー等に参加するなど、従業員に対する環境教育、環境学習を進めます。（企業・事業所）
- 工場見学などによる市民への環境教育、環境学習を行います。（企業・事業所）

### ■アースキッズ事業参加者数の状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
参加者数	262	187	275	192	259

### ■伊太地区再生可能エネルギーの発電所による発電容量の状況

発電所名	概要	最大発電容量
島田市田代環境プラザ発電所	ごみ焼却熱を利用したバイオマス発電	1,990Kw
ソーラーパークしまだ	市遊休地を活用したメガソーラー発電	1,500Kw
大井川用水伊太発電所	国営大井川用水を利用した小水力発電	983Kw

※3発電所で最大約1,800世帯分の電力をまかなうことができる。